

利用の手引き（容器等再検査編）

1. はじめに

高压ガス保安法により定められた検査に合格した後、定められた期間を経過した液体窒素用超低温容器（通称「自加圧式容器」）には液体窒素を充填することはできません。容器再検査のサイクルと具体例は表1と図1を参照してください。これまでの容器検査の履歴は、容器本体の銘板に打刻されています（図2）。

低温科学研究センターでは自加圧式容器の容器再検査及び附属するバルブ・安全弁・圧力計の附属品再検査（以下「容器等再検査」）を受け付けています。受検を希望する場合はこの手引きを確認してください。

表1 容器再検査サイクル

容器の製造年月日	再検査サイクル
1989年3月31日以前	1年
1989年4月1日以降	2年(製造後20年以上)
	5年(製造後20年未満)

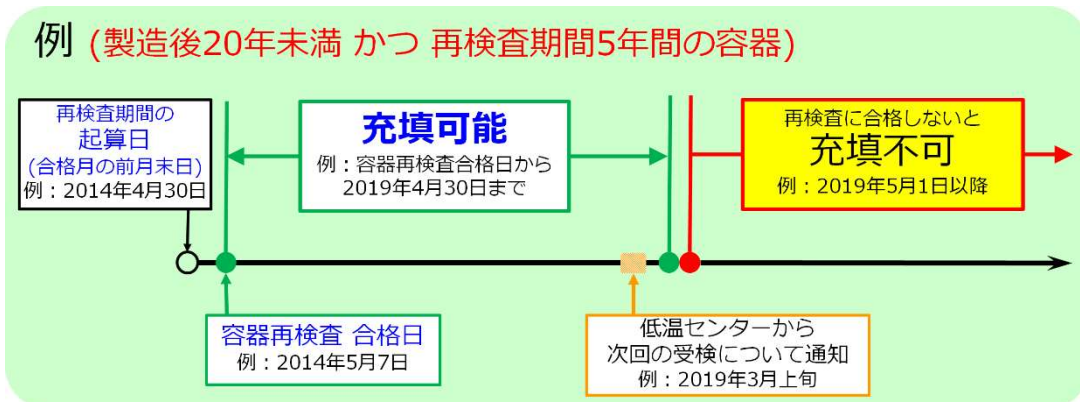


図1 具体例



図2 容器本体の銘板

2. 対象容器

- 本学で使用する内容積 120 リットル以下の自加圧式容器。一度に申請できるのは2本までです。
- 低温科学研究センターから液体窒素の供給を受けていない容器も受け付けます。

3. 容器等再検査と検査終了までの流れ

容器等再検査の申請は本学教職員が行ってください。

申請から検査終了までの流れは図3の通りです。

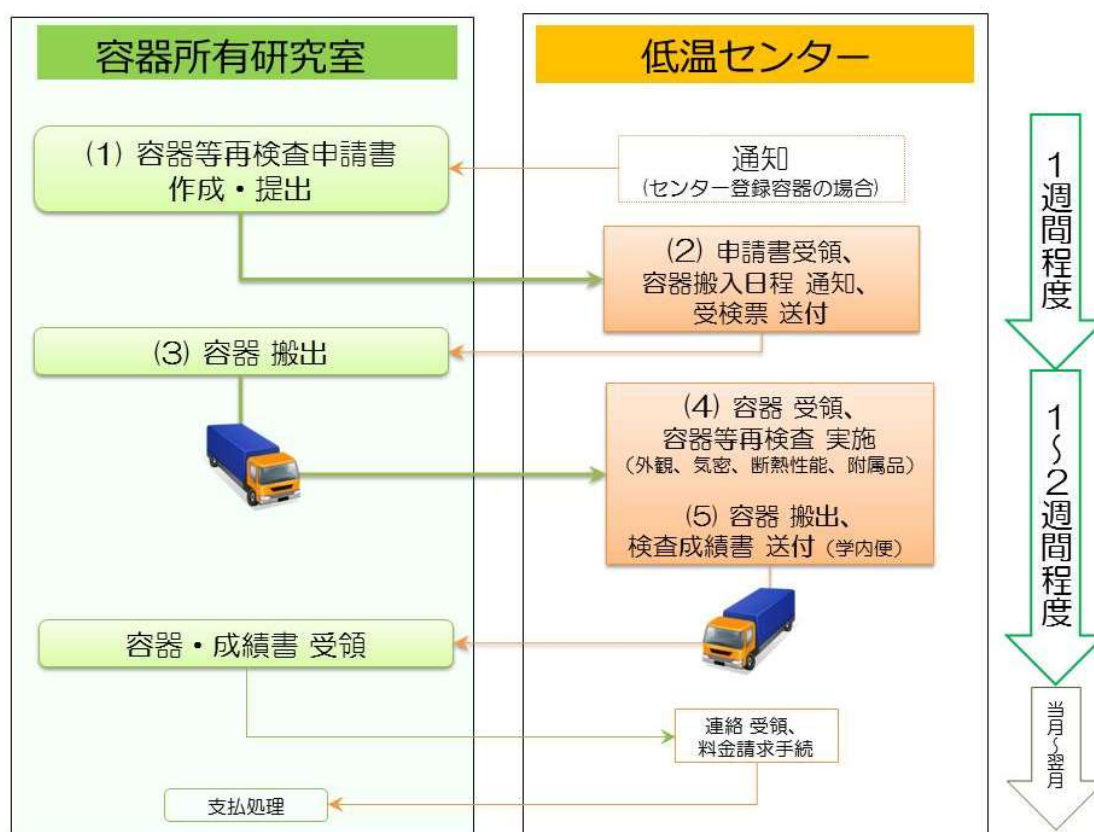


図3 容器等再検査の流れ

(1) 容器等再検査申請書を低温科学研究センター液化供給部門へ提出してください

申請書は低温科学研究センターホームページからダウンロードできます。

<http://www.crc.u-tokyo.ac.jp/gyomu/cryo/index.html>

- 低温科学研究センターの登録容器については、容器等再検査期限の約2ヶ月前に、再検査について低温科学研究センターより容器登録連絡者宛に通知します。
- 低温科学研究センターの登録容器ではない容器については、再検査申請時に低温科学研究センターへの容器登録手続きを行い、容器登録証を発行します。

4. 検査料金

次の項目が所有研究室負担となります。

- 容器再検査料金・・・結果の可否に関わらず発生します。
- 液体窒素（容器内容積による）・・・合格容器は液体窒素を充填して返却します。
- 部品交換が発生した場合・・・交換した部品の実費。

検査料金は、運営費交付金、受託研究費、寄付金、科学研究費補助金等の経費でお支払いいただきます。液体窒素料金はセンターホームページをご参照ください。

<http://www.crc.u-tokyo.ac.jp/gyomu/cryo/charge.html>

なお、本郷地区キャンパス（本郷・弥生・浅野）内で受け渡しする容器の配送料はかかりません。本郷地区キャンパス以外の地区から容器等再検査を希望する場合は、所有研究室がガス業者等に配送手配してください。配送料は研究室負担となります。

5. お問い合わせ

容器等再検査に関するお問い合わせは低温科学研究センター液化供給部門にご連絡ください。

内線 22853

メール teion-info@crc.u-tokyo.ac.jp